

事務連絡  
平成28年3月31日各地方整備局道路部路政課長 殿  
北海道開発局建設部建設行政課課長補佐 殿  
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長 殿国土交通省道路局  
路政課道路利用調整室 課長補佐

## 道路空間の有効活用に資する道路占用の取扱いについて

道路空間を活用した路上イベントの実施やオープンカフェの設置等は、地域の活性化や都市における賑わいの創出等に寄与し、民間のビジネスチャンスにもつながるものである。地域や民間の創意工夫により道路空間を有効に活用し、道路空間をより充実したものとするこうした取組みに対しては、道路管理者としても支援していくべきであることから、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（平成17年3月17日付け国道利第28号）等により弾力的な取扱いを行ってきたところであるが、下記の事項を十分に勘案し、道路空間の有効活用に資する道路占用について、引き続き適切な取扱いを徹底されたい。

また、道路空間を活用した地域活動を実施しようとする者を対象とした「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」（平成17年3月国土交通省道路局）を改定し、公表することとしたので参考とされたい。

## 記

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）及び中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第30号）において、道路法（昭和27年法律第180号）第33条第1項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例（以下「占用特例」という。）が規定されているところであるが、都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第16条、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第19条及び中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）第5条に規定される占用特例の対象とされている物件は、いずれも道路法第32条第1項に規定される道路の占用が認められている物件に含まれるものであり、占用特例は、道路法第32条第1項に規定される道路の占用が認められている物件以外の物件について許可できるようにするものではない点に留意すること。

また、占用特例を活用せずに道路を占用しようとする場合、無余地性の基準が適用されることとなるが、無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するに当たっては、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できるものであり、占用特例の対象とされている物件は、占用特例を活用せずとも、占用許可は可能な場合がある点に留意して、許可の可否を適切に判断すること。